

平成 27 年 5 月 8 日

米国商品先物取引委員会「**Initial Response to District Court Remand Order in Securities Industry and Financial Markets Association, et al. v. United States Commodity Futures Trading Commission**」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が本年3月10日に公表した「**Initial Response to District Court Remand Order in Securities Industry and Financial Markets Association, et al. v. United States Commodity Futures Trading Commission**」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

<総論>

ドッド・フランク（DF）法のデリバティブ規制要件を正確に解釈し順守するために法務や外部コンサルタント費用が著しく増加している。依然解釈が明確でないものが存在し、保守的な業務運営をせざるをえない状況となっている。

加えてグローバルに金融規制が強化される環境下では、各国における規制の導入時期、要件等が異なる場合や、各国間での“同等性”が確保できていない場合には、二重、三重の規制の適用コストが発生してしまっている。

具体的には、以下の（1）～（3）および各論の事例において、追加的なコスト負担が生じていることから、考慮いただきたい。

（1）スワップ・ディーラー（SD）登録銀行

Transaction Level Requirement では Benefits or Cost の分析は比較的实施しやすいが、Entity Level Requirement ではその分析は取引金融機関の状況により大きく変化するものと思われる。

Cross-Border Guidance の対象となる取引（米国人等との取引）は全体の 10%程度であり、残り 90%の Entity Level Requirement（すなわち米国人を相手方としない取引）に対しコストを発生させるものである。

しかしながら、CFTC の当初分析には、少なからずこの様な米国外金融機関の状況を踏まえた分析が行われているとは思えない。

したがって、米国外金融機関の取引状況を再度調査のうえ Benefits or Cost を再算出するか、米国外金融機関には Entity Level Requirement の適用（Substituted Compliance を認めることも含め）を免除する必要があると考える。

(2) 非 SD 登録銀行

現在、米国外の米国人との取引についても域外適用の対象となっている。これを受けて、規制対応の負担が相当生じることから、一部の免除項目を除き、米国外での米国金融機関・事業法人との取引は実質停止しており、顧客の利便性が低下している。

対金融機関との取引では、米ドルの取引であるにも関わらず、米国金融機関との取引を回避せざるを得ず、市場流動性維持のリスク・コストが上昇している。他方、対事業法人取引では、取引拠点移管や、顧客のレポーティング代行に関するコストが増加している。

(3) SD 登録米国子会社

米国の現法子会社においては、同社が US Person/SD に当たることから、顧客が取引を回避する傾向にある。このため、当該顧客との取引を継続するには、Non-US Person で記帳する必要が発生し、これらに関するコストが発生している。

<各論>

1. 取引報告について

米国以外の店頭デリバティブ規制においては、原則として域外適用がない。したがって、US Person の場合、母国当局である CFTC 宛の取引報告義務に係る Cost Benefit 分析のみ行えば特段問題はない。

一方、CFTC の店頭デリバティブ規制には域外適用があり、邦銀のような Non-US Person がクロスボーダー取引を行った場合には、母国当局である金融庁への報告に加え、一定の取引については CFTC 宛の報告も必要となる。このため、Non-US Person については、二重規制状態を加味したうえで Cost Benefit 分析を行う必要がある。

また、取引報告義務は、各国で報告データ（項目・内容）および項目定義が異なり、また報告時限も相違する。

そのため、各国で規制の開始や変更がある都度、業務およびシステム対応コストが発生する。

したがって、業界全体で Reporting Party 決定ルールを策定するなど、取引報告プロセス構築が必要となると思われる。

このほか、取引報告義務導入により収集されたデータは、所在国毎あるいは商品毎に複数分立する Trade Repository において、不統一なデータ体系に沿って断片的

に保管されている。その結果、市場全体の商品横断的な統合されたデータを取得することが困難となっており、前述の規制対応コストに見合う効果が実現できているのか、今一度検証する必要があると考える。

2. プッシュアウト条項について

プッシュアウト条項による外国銀行に対する制約として、デリバティブ業務を米国子会社へスピンオフせざるを得ず、多大な負荷や移転コストが発生した。

また、スピンオフに当たっての顧客への説明や ISDA 等の再契約にもとづく、顧客側への負担も相応程度あったものと思料する。

加えて、業務を移管した子会社においては、規制対応コスト（投資、ランニング）が増加しているものの、顧客へのコスト転嫁はできず、収支は悪化している状況である。

以 上